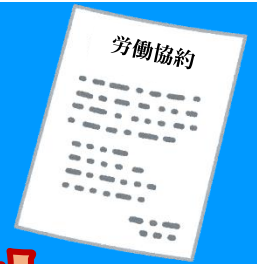


なぜ なに

労働協約



就業規則



その3



Q. 組合員の雇用が協約によって守られているのは分かったけれど、他にはないの？

A. 出向についても、労働協約にだけ記載されている部分があるよ！見てみよう！



出 向 に つ い て

出向規定（一部抜粋）	労働協約（一部抜粋）
第3条 出向を命ずるにあたっては、出向先の業務内容及び就労条件を明示する。 2項 事前通知は、原則として発令の14日前までに行う。	第206条 会社は、出向を命ずるにあたって、 組合員 に出向先の業務内容及び就労条件を明示する。 2項 出向期間は、原則として3年以内とする。 3項 会社は、事前通知を原則として発令の14日前までに行う。 4項 出向期間を延長する場合は、第1項及び第3項に準じて取り扱う。

昨年、会社は「鉄道事業に必要な人員を現在の約 34,000 人から約 30,000 人未満に削減する」考えを発表しました。本部の試算では、5年後に3,000名以上の配置転換が可能であることが分かっており、不動産や流通、エキナカへの、出向を伴う配置転換が行われる恐れがあります。**東労組の組合員だけは協約により出向は原則 3 年**となっていますが、未加入者の場合は就業規則のみで扱われるため、JR 本体へ戻りたくても戻れないという状況が出てくる可能性があるのです。